

令和 8 年 第 3 回

# 武蔵村山市教育委員会定例会

令和 8 年 3 月 2 5 日

武蔵村山市教育委員会

## 令和8年第3回武蔵村山市教育委員会定例会

1 日 時 令和8年3月25日(水)

開会 午前 9時30分

閉会 午前10時59分

2 場 所 武蔵村山市役所401大集会室

3 出席委員 池谷光二(教育長) 大野順布

杉原栄子 潮美和

内野輝

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 鈴木 義雄 学校教育担当部長 高瀬隆太郎

教育総務課長 佐藤 哲郎 教育施設担当課長 櫻井 謙次

指導・教育センター担当課長 加藤 由裕 学校給食課長 矢野 喜之

文化振興課長 廣末 聡 スポーツ振興課長 石川 篤

図書館長 児玉 眞一 指導主事 武田 貴裕

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策係 濱谷 綾祐

神下 忍

## 議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 請願第 1 号 水泳の授業における人員増加に関する請願
- 5 議案第 1 1 号 令和 8 年度教育予算の補正（第 1 号）の申出に係る臨時代理の承認について
- 6 議案第 1 2 号 武蔵村山市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について
- 7 議案第 1 3 号 武蔵村山市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規則の一部を改正する規則について
- 8 議案第 1 4 号 武蔵村山市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- 9 議案第 1 5 号 武蔵村山市奨学資金条例施行規則の廃止の申出について
- 1 0 議案第 1 6 号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- 1 1 議案第 1 7 号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について
- 1 2 議案第 1 8 号 武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程について
- 1 3 議案第 1 9 号 令和 8 年度武蔵村山市学校給食基本計画について
- 1 4 議案第 2 0 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命について
- 1 5 議案第 2 1 号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について
- 1 6 議案第 2 2 号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱について
- 1 7 議案第 2 3 号 令和 8 年度武蔵村山市立小・中学校及び小中一貫校村山学園入学式の告辞について
- 1 8 議案第 2 4 号 令和 8 年度武蔵村山市立学校教育課程の受理について
- 1 9 その他
- 2 0 議案第 2 5 号 東京都教育委員会職員の派遣に関する協定締結に係る臨時代理の承認について
- 2 1 議案第 2 6 号 指導主事の任命について

◎開会の辞

○池谷教育長 本日の会議に際し、2名の方から傍聴の申出があり、武蔵村山市教育委員会会議規則第29条の規定に基づき、会議の傍聴を許可しましたので報告いたします。

本日の出席委員は全員でございます。

これより令和8年第3回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

---

◎日程第1 会期の決定

○池谷教育長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思えます。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 ありがとうございます。

御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

---

◎日程第2 前回会議録の承認

○池谷教育長 日程第2、令和8年第2回教育委員会定例会会議録の承認を議題といたします。

本件は、これを承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 ありがとうございます。

御異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

本日の会議録の署名は、内野委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

---

◎日程第3 教育長報告

○池谷教育長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

1点目でございますが、令和8年第1回市議会定例会一般質問対応状況についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育部長から報告いたします。

鈴木教育部長、お願いします。

○鈴木教育部長 それでは、令和8年第1回市議会定例会での一般質問対応状況につきまして御説明いたします。

第1回市議会定例会につきましては、2月26日から3月23日までの会期で開催し、一般質問につきましては、3月3日から6日までの4日間の日程で実施されました。

教育委員会関係では、10人の議員から12項目で19点の質問があり、教育長答弁要旨につきましては、資料1のとおりでございますので、御参照いただければと存じます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

続きまして、2点目でございます。

令和7年度授業改善推進プランについてでございます。

資料2（別冊）を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導主事から報告いたします。

武田指導主事、お願いします。

○武田指導主事 それでは、令和7年度武蔵村山市立学校授業改善推進プランについて御説明いたします。

各学校は、2学期以降、8月に作成した授業改善推進プランに基づき、児童・生徒の実態に応じた手立てを講じながら授業改善に取り組み、資質・能力の定着を図ってまいりました。

本資料は、令和7年10月の教育委員会定例会においてお示したプランに、各学校の取組の成果を、成果検証の欄として加えたものでございます。

今年度の特徴といたしましては、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実向け、1人1台端末等のICTの効果的な活用や学習の見通しを持たせること、振り返りの工夫など、学びに向かう力の育成に関する取組を新たに位置づけた点が挙げられます。

成果につきましては、市学力調査の結果等を指標とした同一学習集団での比較において、多くの学校で前年度を上回る結果が見られ、授業改善の取組が学力の伸びにつながっていることが確認できました。

例えば、第一小学校第5学年では、国語及び算数の各観点において、同一学習集団比較で100%を超える結果となっており、語彙の充実や表現活動の充実、数直線等を用いた思考過

程の可視化といった、具体的な手立てが成果として表れております。

また、ＩＣＴを活用した意見共有や推敲活動、個々の深度に応じたドリル学習、さらには学習の見通しや振り返りの充実により、児童・生徒の主体的な学びが促進されている様子も見られました。

一方で、基礎的、基本的な知識・技能のさらなる定着や思考、判断、表現に関わる力、特に説明や記述の力については引き続き課題が見られるほか、学力のばらつきへの対応やＩＣＴ活用の質の向上についても、今後の改善が求められております。

事務局といたしましては、今後も現行の学習指導要領が目指す学びの実現に向け、若手教員研修や校内研究、授業観察等を通して、各学校の授業改善の一層の充実を図ってまいります。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございました。

続きまして、３点目でございます。

令和７年度武蔵村山市立学校学校評価結果についてでございます。

資料３（別冊）を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導主事から報告いたします。

武田指導主事、お願いします。

○武田指導主事 それでは、令和７年度武蔵村山市立学校学校自己評価及び学校関係者評価計画表について御説明いたします。

令和８年３月に各学校から教育委員会宛てに令和７年度学校評価結果が提出されました。本評価結果につきましては、各学校のホームページに掲載し、公表することとしております。

本資料は、各学校の学校自己評価及び学校関係者評価を一覧としてまとめたものでございます。

内容につきましては、第一小学校を例に御説明いたします。

１ページをお開きください。

表の左側、「計画・取組」は、学校評価計画として年度当初に示された内容でございます。

中央の「自己評価」は、その取組の成果を年度末に数値で評価したものであり、右側は学校運営協議会による客観的な評価でございます。

本年度の評価結果の全体の傾向といたしましては、多くの学校において、おおむね達成以上の評価となっており、学力向上や豊かな心の育成、体力向上などの取組について、着実な

成果が見られております。

特に、本市の特色であるまちづくり学習につきましては、地域と連携した探求的な学びとして、各校で定着が進んでおります。

一方で、基礎的な学力のさらなる定着や思考力、表現力の育成、ICT活用の質の向上、家庭や地域への情報発信の在り方などについては、引き続き課題として認識されております。

事務局といたしましては、今後も評価の制度向上を図るとともに、これらの結果を各学校の授業改善や教育活動の充実に生かすよう指導してまいります。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 令和7年度武蔵村山市立学校「児童・生徒の学力向上を図るための調査」についてでございます。

資料4を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導主事から報告いたします。

武田指導主事、お願いします。

○武田指導主事 それでは、令和7年度武蔵村山市立学校「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果概要について御説明いたします。

基礎的、基本的な知識、技能の定着につきましては、各学校の授業改善推進プランに基づく取組の成果もあり、おおむね図られております。特に算数・数学の数と計算など、基礎的な領域においては改善傾向が見られ、学力の度合いは着実に形成されているものと認識しております。

一方で、思考、判断、表現や地域の活用を求める問題、変化と関係、資料活用などの領域には、引き続き課題が見られます。

各学校においては、授業改善推進プランで示したとおり、見通しや振り返りの充実、ICTの効果的な活用、考えを説明し合う活動の充実などを通して、学びの質の向上に取り組んでいるところであり、今後はこれらの取組を一層充実させていく必要があると考えております。

質問紙調査においては、学校生活への満足感や友人関係に対する肯定的な回答が多く、安心して学べる環境が形成されております。また、学習の大切さを理解し、努力しようとする意識も高い状況が見られます。

一方で、家庭学習時間や計画的な学習習慣については課題が見られるとともに、インターネットの利用時間が全国平均と比較して長い傾向が見られます。

今後は、家庭と連携しながら、望ましい生活習慣の確立を図るとともに、ＩＣＴの適切な活用に関する指導の充実を進めていく必要があると考えております。

個別最適な学びの視点からのＩＣＴ活用や学習の見通しを持たせる指導等を通して、主体的に学ぶ力の育成と学習習慣の定着を図っていくことが重要であると考えております。

説明は以上でございます。

○池谷教育長　ありがとうございました。

続きまして、５点目でございます。

武蔵村山市第六次生涯学習推進計画についてでございます。

資料５（別冊）を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、文化振興課長から報告いたします。

廣末文化振興課長、お願いします。

○廣末文化振興課長　それでは、武蔵村山市第六次生涯学習推進計画について御報告いたします。

資料５を御覧ください。

本計画につきましては、現行の武蔵村山市第五次生涯学習推進計画が令和７年度をもって計画期間が満了となることから、新たに策定したものでございます。

市長を本部長とする武蔵村山市生涯学習推進本部会議及びその下に設置された庁内推進検討会、また識見を有する者と公募による市民で構成された生涯学習推進計画策定委員会において審議を重ねてまいりました。パブリックコメントを経て、このたび庁議において決定されたもので、令和８年３月末に発行する予定となっております。

それでは、１ページから４ページを御覧ください。

第１章、計画の基本的事項でございます。

本計画は、第五次長期総合計画及び教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱、第三次教育振興基本計画を上位計画とする生涯学習に関する施策を具体的に定めた個別計画であり、計画期間を令和８年度から令和１２年度までの５年間としております。

続きまして、５ページから１１ページを御覧ください。

第２章、計画の基本的な考え方でございます。

第一次生涯学習推進計画から継承されている「生きがい・ふれあいを育む生涯学習」という基本理念の下、施策展開における６つの柱を定め、各柱に基づいた施策の体系について記載しております。



なお、5 ページの囲みの中にございます基本理念に続く「市民一人一人が狭山丘陵の自然や地域の歴史、文化・芸術等多様な学習活動を通じてふれあい学びあいながら誰もが郷土意識と生きがいをもてるまちづくりを目指す」という内容につきましては、文化芸術の振興や市民の生涯学習に対する多様なニーズに応えていく必要性を強調し、前計画にはなかった「文化・芸術及び多様な」という文言を追加してございます。

12ページから48ページを御覧ください。

第3章、生涯学習推進事業でございます。

先ほどの6つの柱に基づいた各種施策を掲載しております。

なお、本計画におきましては、特に前計画と比較して、人生100年時代を豊かに生きるための高齢期の社会教育や文化・芸術活動をより一層進行させるため、郷土の学習と文化の創造における施策を充実させております。

次に、49ページを御覧ください。

計画の振興管理として、PDCAサイクルをお示ししております。

最後に、50ページから71ページにかけて、参考資料として本計画の策定に関する資料等を掲載しております。

以上、雑駁ではございますが、御説明とさせていただきます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

続きまして、6点目でございます。

武蔵村山市の生涯学習令和6年度版についてでございます。

資料6（別冊）を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、文化振興課長から報告いたします。

廣末文化振興課長、お願いします。

○廣末文化振興課長 それでは、武蔵村山の生涯学習令和6年度版について御報告いたします。

資料6を御覧ください。

武蔵村山の生涯学習は、本市の生涯学習事業の年度報告でございます。武蔵村山の社会教育として昭和62年度版から発行しているもので、平成13年度から武蔵村山の生涯学習に名称を変更しております。

令和6年度版では、文化振興課、スポーツ振興課、図書館の所管する事業の実施結果について報告を行っております。

また、令和元年度までは文化振興課で所管していた青少年問題協議会など、青少年の健全

育成に関することにつきましては、子ども政策課が所管する事業として、併せて報告させていただきます。

なお、巻末に資料として教育委員会組織一覧及び教育委員会の基本方針に基づく主要施策、主要事業並びに生涯学習関連施設一覧を掲載しております。

報告は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

続きまして、7点目でございます。

令和7年度少年少女スポーツ大会第23回少年少女ドッジボール大会の開催結果についてでございます。

資料7を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

石川スポーツ振興課長、お願いします。

○石川スポーツ振興課長 それでは、令和7年度少年少女スポーツ大会第23回少年少女ドッジボール大会の開催結果について御報告いたします。

本大会は、令和8年1月31日土曜日、総合体育館第一体育室にて開催され、市内各小学校から29チーム、413人の児童に御参加いただきました。

大会の成績につきましては、資料にお示しのとおりでございますので、御確認いただきたいと思います。

教育委員の皆様におかれましては、お忙しい中開会式に御出席をいただき、誠にありがとうございました。

報告は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

教育長報告は以上でございます。

8点目のその他でございますが、特に報告等はございません。

教育長報告に対する質疑等があればお受けいたします。

委員の皆様、いかがでしょうか。

大野職務代理、お願いいたします。

○大野職務代理者 私からは、報告の4番目、児童・生徒の学力向上を図るための調査について、意見ということで申し述べさせていただきたいと思います。

子供たちの学力向上につきましては、2月の定例会で報告いただいた教育についてのアン

ケート調査の中でも、多くの保護者の皆さんが心配しておられました。本市の課題と言ってよろしいかと思います。

そうした思いを持って、この調査結果を見させていただいたんですが、感想といたしまして、改めてになりますけれども、子供たちの学力向上というのは、学校の授業だけで改善できるものではない、家庭学習との連携があつてこそなんだということでございます。

ちなみに、集計欄を見ますと、全国の調査結果との比較という形で本市の調査結果が示されておりますけれども、家庭でテレビなどを見る時間は全国より多く、その分、予習や復習をするお子さんが少ない。また、テストで間違えた問題は後でやり直しているかという設問に対しても、実践している子供たちは多くはない、そのような現実が見てとれます。

ぜひこの集計結果については、学校と保護者双方の皆さんに見ていただき、学校と家庭が心を1つに、まずはそれぞれできる範囲のことから始めていただくことが必要ではないかと思ったところでございます。

大変よい資料だと思いますので、有効に活用していただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○池谷教育長 どうもありがとうございました。貴重な御意見として承らせていただきます。ありがとうございました。

そのほか、委員の皆様いかがでしょうか。

杉原委員、お願いいたします。

○杉原委員 それでは、3点お願いいたします。

まず、資料1の市議会一般質問の英語教育の2についてです。

英語体験型施設（T G G）というのは、大変すばらしい施設だと思いました。また、ここで子供たちが外国人の講師とともにいろんな体験や交流をすることによって得るものは、大変多いということで、このすばらしい施設を子供たちに使ってほしいというふうに思います。

ただ、この回答を見ますと、小学校が1校活用したとありますけれども、どちらの小学校でしょうか。また、1校のみで広がらないのは、何が課題なんでしょうか。教えていただければと思います。

○池谷教育長 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか、小学校、T G G 関係では。

高瀬学校教育担当部長、お願いします。

○高瀬学校教育担当部長 それでは、お答えさせていただきます。

TGGにつきまして、今現在、実際に見学、体験をしている学校は第八小学校でございます。現在はこの1校でございますが、他校がやはりその実施になかなか踏み切れない原因としましては、やはり費用が大変かかってしまうというところでございます。

参考までに、第八小学校が現在保護者負担としてTGGの体験を行っているための費用としましては、1人当たり5,570円ということで、施設の利用料に加え、やはりバス代がかかってしまうと、そういったところが課題であるというふうに考えております。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

杉原委員、いかがでしょうか。

○杉原委員 いろいろやっぱり費用の面とか、課題が多いということが分かりましたけれども、やはりここで体験することは、それ以上に価値があると思いますので、何らかの工夫が必要かなと思います。補助とかバスについての工夫とか、そのあたりのことをぜひクリアしていただいて、全小学校6年生の子供たちが体験できるように、よろしくお願いいたします。

2点目です。資料2の授業改善プランについてです。

学力が前年度よりも上回っているということで、望ましい方向になっているなと思いました。

けれども、この授業改善プランを見ますと、特に算数・数学を見てみますと、基礎的な計算力の育成に終始している学校もあれば、授業のプロセスが大変よく見える学校もありました。本市の場合は、思考力、判断力、表現力の育成が課題というわけでして、どの学校も教育課程にはきちんと思考力、判断力、表現力の育成が記載されているのに、授業改善に反映されていないのは残念だなと思いました。

中でもすばらしいなと思ったのは、例えば、八小の5学年は、1時間の授業の中で、課題に出会う時間、自力解決の時間、共有確認の時間、適用問題に取り組む時間を明確に分けて取り組み、既習事項を活用すれば新しい問題も解決できるという経験を繰り返し積み重ねるというふうに書いてありました。

また、二小の場合は、様々な考え方があることや、共通点、相違点について考えられるようにする、自分に合った考え方やよりよい解決方法を選択できるようにするなど、授業のプロセスが大変よく分かり、子供の取り組む様子が目に見えるような授業改善の手立てが書いてあるなと思いました。

このような授業を受けられる子供たちは、工夫しながら考え方を深め、本当の算数の面白

さを学べて幸せだろうと思いました。自立解決の位置づけ、子供たちの思考力、判断力、表現力の育成につながる授業改善をぜひ期待したいと思います。よろしくお願いします。

3点目です。資料5の第六次生涯学習推進計画についてです。

この冊子を見ますと、生涯学習の視点に立って、ライフステージに応じた学習の場やイベント、講座などが多様に計画されているというふうに思いました。

ただ、行事も大切ですが、市民一人一人が自分の希望に応じて主体的に学んだり、楽しんだりできる環境や施設があると、多くの市民のニーズに応えることができると思います。

27ページに生涯学習センターの検討とありますが、現在どのような進捗状況なのか、話し合いなどが始まっているのかどうか、そのあたりを教えていただければと思います。

○池谷教育長 ありがとうございます。

いかがでしょう、生涯学習センターの進捗状況につきましてということで。

廣末文化振興課長、お願いします。

○廣末文化振興課長 それではお答えいたします。

(仮称)生涯学習センターにつきましては、今現在、一旦検討につきましては中断されているところでございますけれども、今後、多摩都市モノレールの延伸のまちづくりを検討していく中で、既存の公共施設の配置とか、そういったことも検討しながら、生涯学習センターの在り方につきまして検討していくという予定になってございます。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

杉原委員、いかがでしょうか。

○杉原委員 ありがとうございます。

これからの時代にふさわしい多様な機能を持った複合施設が武蔵村山にできると、生涯学習推進計画にふさわしいと思います。ぜひ新しいビジョンを持った生涯学習センターの計画を、よろしくお願いいたします。

○池谷教育長 ありがとうございます。

そのほか、委員の皆さん、いかがでしょうか。

潮委員、お願いいたします。

○潮委員 資料3の学校自己評価及び学校関係者評価計画表について、1点お尋ねいたします。

2020年度より1人1台端末というものが導入されまして、個々の課題に応じた学習として

活用できること、とてもよいことだと思っております。

今回の資料３の意見の中に、一部の学校ではございますが、紙ベースで成果を可視化してはどうかという意見がございます。本市の児童・生徒全体を見たときに、教育委員会としてどのように捉えているか教えていただきたいと思います。

○池谷教育長 ありがとうございます。

１人１台端末につきまして、いかがでしょうか。

加藤指導・教育センター担当課長、お願いします。

○加藤指導・教育センター担当課長 お答えいたします。

１人１台端末の活用につきましては、ここまで教育委員会と学校と協力して進めてきたところでございまして、各学校で効果的な活用が進められているものと考えております。

その中で、紙媒体で学習すること、それから１人１台端末で学習することにつきましては、教科によっても様々、その活用方法が違いますし、使い勝手がよい教科も、使い勝手が悪い教科もあるかと思しますので、そのあたりの活用の仕方というのは、教員がどの場面でどのように活用していくかということが重要かと思っております。

また、１人１台端末の活用につきましては、表や図を用いて検討したり、それから、そういったものを作成すること、それから子供たちが意見のすり合わせや記録を取って、それを次の時間に活用すると、そういったところでは非常に効果的なものなのかなと感じております。

国の調査結果においては、１人１台端末を効果的に活用することで学力向上につながっているという結果も出ておりますので、本市といたしましては、全てが端末に置き換わることはできないんですが、どの場面でどのように活用していけばいいかということを、今後も学校とともに検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

潮委員、いかがでしょうか。

○潮委員 ありがとうございます。ＩＣＴの活用のよさというのはもちろんでございますけれども、やはり書くことの必要性というのも伝えていただけたらいいかなと思います。ありがとうございます。

○池谷教育長 そこはしっかりやらさせていただきます。

内野委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、質疑なしと認めます。

これをもって、教育長報告を終わります。

---

#### ◎日程第４ 請願第１号 水泳の授業における人員増加に関する請願

○池谷教育長 日程第４、請願第１号 水泳の授業における人員増加に関する請願を議題といたします。

なお、内容につきましては、学校教育担当部長から説明いたさせます。

高瀬学校教育担当部長、お願いします。

○高瀬学校教育担当部長 それでは、御説明いたします。

本請願は、令和８年２月２５日付で収受をいたしました。

内容につきましては、武蔵村山市立小中一貫校村山学園小学部における水泳授業中の児童の安全確保のために、見守り人員の増加を求めるものでございます。

今回の請願につきましては、村山学園におけるプール指導時の工夫及び体調不良等により見学となる児童への配慮、また児童及び保護者へのプール指導についての説明が不十分であったことから、このような要望になったものと考えております。

教育指導課では、小学校プール指導の期間中には、各学校にプール補助員を配置しております。また、各学校においては、プール補助員を含め、教員等が３人以上になるように時間割を計画し、指導に当たっております。教育指導課といたしましては、本請願内容は、現在のプール補助員の配置及び学校での工夫により解決を図ることのできるものと考えております。

このことを踏まえ、年度初め、水泳指導前に校長会等を通して各学校に対して児童・生徒への安全確保に関する配慮、水泳指導のルール等について指導徹底を図ってまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

では、これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

大野職務代理、お願いいたします。

○大野職務代理者 意見でございます。

ただいま、武蔵村山市における水泳授業の進め方について、人員の面でも大変安全に配慮されていることを説明いただきまして、安心したところでございます。

今後とも水泳授業に従事する方には、従前にも増して緊張感を持って対応していただければなと思ったところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○池谷教育長 ありがとうございます。しっかりやらせていただきます。

そのほか、委員の皆様いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 ありがとうございます。

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより請願第1号 水泳の授業における人員増加に関する請願を採決いたします。

本請願を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手はございません。

よって、本請願は不採択することに決しました。

---

#### ◎日程第5 議案第11号 令和8年度教育予算の補正（第1号）の申出に係る臨時代理の承認について

○池谷教育長 日程5第、議案第11号 令和8年度教育予算の補正（第1号）の申出に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第11号の提案理由を説明させていただきます。

令和8年度教育予算について、歳出で教育総務費、社会教育費及び保健体育費に補整の申出をする必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。



なお、内容につきましては教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

鈴木教育部長、お願いします。

○鈴木教育部長 それでは、議案第11号 令和8年度教育予算の補正（第1号）の申出につきまして御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、令和8年度武蔵村山市一般会計補正予算（第1号）に係る教育予算につきまして、歳出において533万6,000円を増額するものでございます。

2ページのA4横判の第1号補正参考資料を御覧いただきたいと存じます。

まず、9款1項教育総務費から6項保健体育費までの経費において、武蔵村山市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、1月当たり5,000円を上限として駐車場の利用に係る費用を通勤手当として新たに支給することから、必要となる経費をそれぞれ計上するものでございます。

次に、9款1項5目教育援助費につきましては、物価高騰に対応するため、就学援助費として支給する新入学準備金について、新小学1年生は5万7,060円から6万4,300円に、新中学1年生は6万3,000円から8万1,000円に増額するための経費を計上するものでございます。

以上、議案第11号の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第11号 令和8年度教育予算の補正（第1号）の申出に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

ありがとうございました。

---

**◎日程第 6 議案第 1 2 号 武蔵村山市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則  
について**

○池谷教育長 日程第 6、議案第 1 2 号 武蔵村山市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第12号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市教育委員会傍聴規則の規定を整備する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 それでは、議案第12号 武蔵村山市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

新旧対照表を御覧ください。

本改正は、武蔵村山市教育委員会傍聴規則の一部改正に伴い、文言等を整理するものが主な内容であるため、新たに追加した規定のみ説明をさせていただきます。

第 3 条第 2 項を御覧ください。

こちらは、傍聴しようとする者に対し、所持品等に対して質問し、確認することができる旨を規定するものでございます。

次に、2 ページを御覧ください。

第 3 項は、質問及び確認に応じない者に対し、傍聴を禁止する旨を規定するものでございます。

次に、第 7 条を御覧ください。

傍聴人が本規則に違反するときは、退場させることができる旨を規定するものでござい

す。

次に、施行期日は交付の日としております。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

内野委員、お願いいたします。

○内野委員 変更内容につきましては、配信等、生放送の禁止等、時代に即した内容に変更されているのかなと思いますので、特に問題ないかなと思います。

ただ、今回このタイミングで変更になった経緯について、何か理由があればお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○池谷教育長 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 改正のタイミングにつきましては、こちらは市議会の傍聴規則の改正と併せたことにより、本定例会に議案として提出をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

内野委員、いかがでしょうか。

○内野委員 承知いたしました、ありがとうございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

そのほか、委員の皆さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第12号 武蔵村山市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

ありがとうございました。

---

◎日程第7 議案第13号 武蔵村山市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規則の一部を改正する規則について

○池谷教育長 日程第7、議案第13号 武蔵村山市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第13号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規則の一部を改正する規則の規定を整理する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 それでは、議案第13号 武蔵村山市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

新旧対照表を御覧ください。

本改正は、武蔵村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正により、生理日の休暇の名称が改められることに伴い、本規則における生理休暇の名称を健康管理休暇に改めるものでございます。

次に、施行期日は令和8年4月1日としております。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第13号 武蔵村山市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

ありがとうございました。

---

**◎日程第8 議案第14号 武蔵村山市教育委員会公印規則の一部を改正する規則  
について**

○池谷教育長 日程第8、議案第14号 武蔵村山市教育委員会公印規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第14号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市奨学資金条例の廃止に伴い、武蔵村山市教育委員会公印規則の一部を改正する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 それでは、議案第14号 武蔵村山市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

新旧対照表を御覧ください。

本改正は、奨学資金条例の廃止に伴い、奨学資金審議会を廃止するため、当該審議会の会長印を削除するものでございます。

次に、施行期日は令和8年3月31日としております。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

内野委員、お願いいたします。

○内野委員 こちらの奨学金条例についてですけれども、伺った話ですと、現在の高校3年生を最後に廃止というふうに伺っております。また、現在の高校1年生、2年生は受付を行っていないというふうに伺っております。

こちら、現在の1、2年生において、この条例がないことによって、何か困っている、どうかしてほしいといったような相談というのを、今まで受けたことはございますか。こちらのほう、お願いいたします。

○池谷教育長 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 奨学資金制度につきましては、今委員からもありましたように、現在の高校3年生が卒業する今年度いっぱい廃止することとなっております。

現在は高校の授業料無償化も実施されていることから、特段現在高校生等からの問合せはない状況でございます。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

内野委員、いかがでしょうか。

○内野委員 ありがとうございます。

問合せも特にないということですので、役目を終えた条例になるかなと思いますので、御説明いただきありがとうございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

そのほか、委員の皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第14号 武蔵村山市教育委員会公印規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

ありがとうございました。

---

◎日程第9 議案第15号 武蔵村山市奨学資金条例施行規則の廃止の申出について

○池谷教育長 日程第9、議案第15号 武蔵村山市奨学資金条例施行規則の廃止の申出についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第15号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市奨学資金条例の廃止に伴い、武蔵村山市奨学資金条例施行規則の廃止の申出をする必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 それでは、議案第15号 武蔵村山市奨学資金条例施行規則の廃止の申出について、御説明申し上げます。

奨学資金条例の廃止に伴い、教育委員会から本規則の所管である市長へ、奨学資金条例施行規則の廃止について申出をする必要があることから、本案を提出するものでございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

杉原委員、お願いいたします。

○杉原委員 この奨学資金ですけれども、ある篤志家の寄附金によって始まった制度で、その資金がなくなったのでやむを得ないとは思いますが、この奨学資金は、経済的に困難でも学ぼうとする意欲のある生徒の助けになっていたと思います。

現在それに代わるような補助になるようなものはあるのでしょうか。そのあたりをお聞きしたいと思います。

○池谷教育長 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 奨学資金制度の廃止に伴いまして、就学援助の制度の中で、中学校3年生に対して高等学校進学等支援金という形で1万5,000円を支給する制度を、この廃止に伴いまして創設し、支給をしているところでございます。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

杉原委員、いかがでしょうか。

○杉原委員 ありがとうございます。

ぜひ、学ぼうとする子供たちの支援になるように、よろしく願いいたします。

○池谷教育長 ありがとうございます。

そのほか、委員の皆さん、いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。



これをもって討論を終わります。

これより議案第15号 武蔵村山市奨学資金条例施行規則の廃止の申出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

ありがとうございました。

---

**◎日程第10 議案第16号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を  
改正する規則について**

○池谷教育長 日程第10、議案第16号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第16号の提案理由を説明させていただきます。

学校教育法の一部改正により、学校に置くことのできる職として、新たに主務教諭の職が新設されたことに伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては学校教育担当部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

高瀬学校教育担当部長、お願いします。

○高瀬学校教育担当部長 それでは、議案第16号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

本改正は、学校教育法の一部改正により、学校に置くことのできる職として、新たに主務教諭の職が新設されたことに伴い、本規則において規定の整備を行うものでございます。

新旧対照表を御覧ください。

第6条の4につきましては、小・中学校に主務教諭を置くことができる旨を規定するものでございます。

なお、職名につきましては、従前どおり主任教諭とし、養護教諭及び栄養教諭につきましても、職名は主任養護教諭、主任栄養教諭と変更はございません。

第7条につきましては、校務分掌上の主任でございます。主幹教諭を置くときは、教務主

任等の主任を置かないことができると規定されていましたが、主務教諭を置くときも同様の扱いとするものでございます。

第12条につきましては、学校教育法第37条第1項に副校長、主幹教諭、指導教諭に加え、主務教諭が職員として追加されたことに伴い、主務教諭も必要な職員として規定するものでございます。

次に、施行期日は令和8年4月1日としております。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか、皆様。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第16号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

ありがとうございました。

---

◎日程第11 議案第17号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について

○池谷教育長 日程第11、議案第17号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第17号の提案理由を説明させていただきます。

学校給食費の無償化及び食物アレルギー対応マニュアルの決定に伴い、規定を整理する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

鈴木教育部長、お願いします。

○鈴木教育部長 それでは、議案第17号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

この議案は、学校給食費の無償化の実施及び市立小・中学校における食物アレルギー除去食の提供を開始したことにより、関係する規定を整備するものでございます。

新旧対照表を御覧ください。

まず第8条、給食費の減額に関する条項でございますが、食物アレルギー対応マニュアルの決定に伴い、同条項に給食の停止についての文言を加え、全体的に文言整理しております。

続きまして、附則の第2項でございます

令和7年度に引き続き、令和8年度も児童・生徒の保護者が負担する給食費について、無償化することにより給食費の負担の特例規定を設けるものでございます。

なお、施行日は令和8年4月1日となります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○池谷教育長 ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第17号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

ありがとうございました。

---

**◎日程第12 議案第18号 武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程について**

○池谷教育長 日程第12、議案第18号 武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第18号の提案理由を説明させていただきます。

生理休暇の名称の変更等に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては学校教育担当部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

高瀬学校教育担当部長、お願いします。

○高瀬学校教育担当部長 それでは、議案第18号 武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程について御説明いたします。

本改正は、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正等により、生理日の休暇の名称が改められたことなどに伴い、本規程における生理休暇の名称を健康管理休暇に改めるほか、規程の整備を行うものでございます。

新旧対照表を御覧ください。

別表につきましては、事由の欄「週休日」の項の前に「在宅勤務等」、表示の欄に「在宅」を加え、事由の欄「生理休暇」を「健康管理休暇」に、表示の欄「生休」を「健休」に改め、事由の欄「傷病欠勤」及び表示の欄「傷欠」を削るものでございます。

次に、施行期日は令和8年4月1日としております。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか、委員の皆様。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第18号 武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

ありがとうございました。

---

### ◎日程第13 議案第19号 令和8年度武蔵村山市学校給食基本計画について

○池谷教育長 日程第13、議案第19号 令和8年度武蔵村山市学校給食基本計画についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第19号の提案理由を説明させていただきます。

令和8年度武蔵村山市学校給食基本計画を定める必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

鈴木教育部長、お願いします。

○鈴木教育部長 それでは、議案第19号 令和8年度武蔵村山市学校給食基本計画について御

説明いたします。

本計画につきましては、武蔵村山市学校給食運営委員会規則第2条の規定により、武蔵村山市学校給食運営委員会において承認されたものでございます。

資料の1ページを御覧ください。

基本的な構成に変更はございません。1の基本方針でございますが、令和8年度におきまして、学校給食法の改正は予定されていないことから、(1)の学校給食実施に関する基本方針につきましては、本年度と同様となっております。学校給食法第2条に掲げられた7つの目標を掲げております。

次に、(2)学校給食業務実施に当たっての基本的事項ですが、令和8年度の学校給食業務を実施する上での基本となる事項を5つ取り上げております。

初めに、アの学校給食の実施についてでございますが、学校給食実施基準を踏まえまして、栄養のバランスの取れた豊かで多様な献立の実施と、魅力ある学校給食の提供に努めるとしてまいります。

続きまして、イの食育・地産地消の推進についてでございます。毎月の予定献立表を活用した食に関する情報の提供や旬の食材の使用、行事食・郷土食献立を実施するほか、和食についても理解が深まるような献立の実施に努めるものとしております。また、地元農家の協力を得ながら、地場産食材を積極的に導入することとしております。

2ページを御覧ください。

ウの安全・衛生管理についてでございます。給食施設等の点検、清掃及び学校給食従事者の衛生管理及び健康管理等を徹底するとともに、学校給食従事者に対する衛生意識の徹底を図り、食中毒などの事故防止に努めるものとしております。また、令和7年度から開始した学校給食におけるアレルギー対応食については、卵アレルギーの除去食に加え、令和8年度中に乳アレルギーの除去食の提供を小・中学校にて実施することとしております。

次に、エの学校給食費会計の公平化・公正化についてでございます。国の通知から、公会計化の推進が求められていることから、将来的に公会計化の実施を目指す準備を進めているものでございます。

オ、給食業務の民間委託でございますが、小学校給食調理等業務につきましては、引き続き防災食育センターにおきまして、公設民営の委託方式にて実施いたします。中学校学校給食調理等業務につきましては、これまでの民設民営の委託方式で、引き続き学校給食を実施いたします。今後も安全で安心できる学校給食の提供がなされるよう、監理指導を徹底して

まいります。

4 ページを御覧ください。

2 の基本計画ですが、学年別の年間給食日数、給食 1 食当たりの単価及び給食費の額に関し、示しております。

5 ページを御覧ください。

(3) の給食基本人員につきましては、日々給食を取る児童・生徒及び教職員の数の推計で、全体で5,537人と見込んでおります。

次に、(4) の献立目標でございますが、こちらは、主食の区分による給食日数等を示したもので、それぞれの実施割合につきましては、今年度と変更はございません。

続きまして、6 ページから 9 ページには、小・中の学校給食の稼働日数及び稼働日について示しております。稼働日数は、小・中ともに192日を予定しております。

続きまして、10ページを御覧ください。

歳入歳出予算の概要でございますが、科目ごとに順次御説明いたします。

初めに、歳入の給食費ですが、こちらは、現年度分の給食費で、本年度予算額は 3 億 4,550 万 8,000 円で、前年度比較 618 万 1,000 円の減となっております。これは、少子化による児童・生徒数の減少によるものでございます。

続きまして、過年度分給食費でございますが、本年度予算額 231 万 9,000 円、前年度と比較いたしますと 119 万 6,000 円の増でございます。こちらは、各年度ごとの収入割合を増やしたことによるものでございます。

また、試食会費につきましては、本年度予算額 12 万 5,000 円、前年度と比較いたしますと 5 万 2,000 円の増額を見込んでおります。

次の繰越金と雑入でございますが、いずれも科目存置でございます。

続きまして、(2) の歳出予算につきまして御説明いたします。

歳出予算は、食材費のみで、本年度予算額は 3 億 4,795 万 4,000 円、前年度と比較いたしますと 493 万 3,000 円の減でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

内野委員、お願いいたします。

○内野委員 こちらの11ページ、イの表の過年度分給食費についてお伺いさせてください。

現在、武蔵村山市では給食費が無償化されているかと存じますが、こちらの表ですと、令和6年、令和7年、数値としては激減しておりますけれども、数値が残っております。こちらのほう、どういうことになっているのか御説明いただいてもよろしいでしょうか。

○池谷教育長 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか、過年度分の給食費。

鈴木教育部長、お願いします。

○鈴木教育部長 お答えいたします。

本市では、令和6年度から学校給食の無償化を実施しております。小学校、中学校の児童・生徒につきましては、保護者負担ではございますが、給食費は徴収しておりません。ここに載っておりますのは、学校にいる教員あるいは職員、それと防災食育センターに働いています職員のものとございます。

この滞納につきましては、口座の手違い等において、年度を区切ったときに、ミスと申しますか、そういう形で出てきてしまったものでございますので、特に滞納ということでは実際にはございません。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

内野委員、いかがでしょうか。

○内野委員 承知いたしました。御説明ありがとうございました。

○池谷教育長 ありがとうございます。

そのほか、委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第19号 令和8年度武蔵村山市学校給食基本計画についてを採決いたします。



本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

ありがとうございました。

---

◎日程第 1 4 議案第 2 0 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命について

○池谷教育長 日程第14、議案第20号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第20号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立第一小学校、第二小学校、第三小学校、大南学園第七小学校、第八小学校、第九小学校、第十小学校、第三中学校及び第五中学校の学校運営協議会委員の任期満了に伴い、新たに委員の任命をする必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 それでは、議案第20号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命について御説明いたします。

学校運営協議会委員の任命に当たりましては、学校運営協議会規則第4条第2項に、教育委員会は対象学校の校長に対し、委員の候補の推薦を求めることができる旨の、また同条第3項に、対象学校の校長は、委員として適当と認める者がある場合は、第2項の規定による求めに応じて委員の候補者を推薦することができる旨の規定がございます。

当該規定に基づき、今回各学校の校長から推薦のあった委員候補者を委員に任命するものでございます。

新たな委員候補といたしまして、民生児童委員、PTA関係の方、自治会長等が推薦されております。詳細につきましては、議案別紙のとおりでございますので、御確認いただければと存じます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第20号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

ありがとうございました。

---

**◎日程第15 議案第21号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について**

○池谷教育長 日程第15、議案第21号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第21号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の任期満了に伴い、新たに委嘱する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 それでは、議案第21号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について御説明いたします。

議案の別紙を御覧ください。

小中一貫校村山学園、第四小学校の学校医、第三小学校の学校歯科医、第二小学校及び雷塚小学校の学校薬剤師につきましては、令和7年4月1日から令和9年3月31日までを任期として昨年委嘱したところでございますが、辞職の申出があったことから、新たに医師会、歯科医師会及び薬剤師会から推薦をいただき、令和8年4月1日から令和9年3月31日までを任期として委嘱するものでございます。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の担当校、氏名及び勤務先は、資料にお示ししたとおりでございますので、御確認をいただければと思います。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか、委員の皆様。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第21号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

ありがとうございました。

◎日程第 16 議案第 22 号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱について

○池谷教育長 日程第16、議案第22号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第22号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市スポーツ推進委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましてはスポーツ振興課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

石川スポーツ振興課長、お願いします。

○石川スポーツ振興課長 それでは、議案第22号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱について御説明いたします。

スポーツ推進委員につきましては、スポーツ基本法第32条及び武蔵村山市スポーツ推進委員に関する規則第3条の規定に基づき、教育委員会が委嘱をするものでございます。現委員の任期が令和8年3月末日をもって満了となることから、新たに委員を委嘱するものでございます。

資料を御覧いただければと思います。

資料にお示ししております委員12名につきましては、再任でございます。

なお、本委員の定数につきましては14人ということでございますが、新たな委員につきましては、今回市報等で募集を行いました但定数には至らず、本日12名の委員について提案をさせていただきます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第22号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

ありがとうございました。

---

**◎日程第 1 7 議案第 2 3 号 令和 8 年度武蔵村山市立小・中学校及び小中一貫校  
村山学園入学式の告辞について**

○池谷教育長 日程第17、議案第23号 令和 8 年度武蔵村山市立小・中学校及び小中一貫校村山学園入学式の告辞についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第23号の提案理由を説明させていただきます。

令和 8 年度武蔵村山市立小・中学校及び小中一貫校村山学園入学式の告辞を定める必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては指導主事から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

武田指導主事、お願いします。

○武田指導主事 それでは、令和 8 年度武蔵村山市立小・中学校入学式教育委員会告辞について御説明いたします。

本案につきましては、2月の定例会において御協議いただいた内容を踏まえ検討を行いました。その後、内容に関する大きな修正の必要はないと判断し、前回お示しした案からの変更は行っておりません。

つきまして、本日お示ししております案をもって最終案とし、御決定いただきたく存じます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第23号 令和8年度武蔵村山市立小・中学校及び小中一貫校村山学園入学式の告辞についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

ありがとうございました。

---

◎日程第18 議案第24号 令和8年度武蔵村山市立学校教育課程の受理について

○池谷教育長 日程第18、議案第24号 令和8年度武蔵村山市立学校教育課程の受理についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第24号の提案理由を説明させていただきます。

令和8年度武蔵村山市立学校教育課程を受理する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては指導主事から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

武田指導主事、お願いします。

○武田指導主事 それでは、令和8年度武蔵村山市立学校教育課程の受理について御説明いた

します。

配付いたしました資料は、市内13校の通常学級及び特別支援学級設置校が作成した、令和8年度の教育課程を1冊にまとめたものでございます。

教育課程とは、学校の教育の目的や目標を達成するために、学習指導要領に基づき教育の内容を児童・生徒の心身の発達段階に応じて、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画でございます。

通常学級は4項目で構成されており、第1表に教育目標や基本方針、第2表に指導の重点、第3表に授業日数及び授業時数、第4表に学校行事をそれぞれ記載しております。

特別支援学級及び特別支援教室につきましても、それぞれの教育目標や指導の重点等を明確にした計画となっております。

事務局といたしましては、令和8年度の教育課程編成に当たり、確かな学力の定着と活用する力の育成、豊かな心の育成、ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの充実、特別支援教育の充実等を柱とするとともに、本市の特色であるまちづくり学習の一層の充実を図るよう指導してまいりました。

本来であれば全校について御説明すべきところではございますが、時間の都合上、小学校1校、中学校1校を抽出して御説明いたします。

初めに第一小学校です。

第一小学校の教育課程第1表を御覧ください。

学校の教育目標は、進んで学ぶ子、元気な子、心の強い子、優しい子とし、人間尊重の精神と郷土愛を基盤として、知・徳・体の調和の取れた人間性豊かな児童の育成を目指しております。基本方針においては、多様性を認め合い、誰一人取り残さない教育の推進を掲げるとともに、基礎、基本の定着に加え、問題解決した学習を通して思考力、判断力、表現力の育成を図ることに、さらに1人1台端末を活用した学習の充実や家庭との連携を重視している点が特徴でございます。

次に、第2表を御覧ください。

指導の重点では、まちづくり学習を中核に添え、地域と関わりながら探求的に学ぶことを通して、地域社会の一員として主体的に行動をする態度の育成を図ることとしております。また、分かる授業の実現に向けて、学習の見通しや振り返りの充実、ICTの効果的な活用、少人数指導等を通した個に応じた指導の充実が示されております。

第3表につきましては、年間授業日数及び授業時数とともに、学習指導要領に基づき適切

に設定されており、児童の負担にも配慮した計画となっております。

第4表につきましては、移動教室や運動会、学芸会等の学校行事を計画的に配置し、知・徳・体のバランスの取れた育成を図る内容となっております。

また、特別支援教育につきましては、特別支援学級及び特別支援教室との連携を図り、個別の教育支援計画等に基づいた組織的な支援体制の充実が図られております。

続いて、第一中学校です。

第一中学校の教育課程第1表を御覧ください。

学校の教育目標は、進んで学び、正しく判断できる生徒、心豊かな思いやりのある生徒、健やかでたくましい生徒とし、人間尊重の精神の下、主体的に学び、行動できる生徒の育成を目指しております。

基本方針では、基礎的、基本的な学力の定着とともに、ICTの活用を含めた授業改善を通して思考力、判断力、表現力を育成すること、また、地域と連携した教育活動を通して、社会に貢献する力を育てることが示されております。

第2表では、主体的、対話的で深い学びの実現に向けて、各教科等横断的な学習や言語活動の充実を図るとともに、まちづくり学習を通して地域の課題解決に主体的に関わる態度の育成を図ることとしております。

また、道德教育を学校教育の要として位置づけ、家庭、地域と連携した心の教育の推進が明確に示されております。

第3表につきましては、年間授業日数及び授業時数について適切に設定されており、生徒の過重負担に配慮した計画となっております。

第4表につきましては、運動会や修学旅行、合唱コンクール等の学校行事を計画的に配置し、生徒の主体性や協働性を育成する内容となっております。

また、特別支援教室においては、個別指導計画に基づき、自己理解やコミュニケーション能力の向上を図るなど、社会参加に向けた基礎的な力の育成を目指した指導が計画されております。

事務局といたしましては、各学校が編成した教育課程に基づき、授業改善推進プラン等とも連動させながら、教育活動の一層の充実が図られるよう指導してまいります。

教育課程の受理につきまして、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長   ありがとうございました。



これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第24号 令和8年度武蔵村山市立学校教育課程の受理についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

ありがとうございました。

---

## ◎日程第19 その他

○池谷教育長 日程第19、その他に入ります。

委員からの報告等の御発言があればお受けいたします。特によろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 ありがとうございます。

事務局からの報告等の御発言があればお受けいたします。

事務局は、特によろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 これをもってその他を終わります。

---

○池谷教育長 次に、日程第20、議案第25号、日程第21、議案第26号の審議といたします。

この議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基

づき、秘密会で審議したいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

よって、秘密会とすることに決しました。

ここで、関係者以外の職員が退席いたしますので、暫時休憩いたします。

午前 10 時 53 分休憩

午前 10 時 54 分再開

○池谷教育長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎日程第 20 議案第 25 号 東京都教育委員会職員の派遣に関する協定締結に係  
る臨時代理の承認について

(人事案件のため、会議録は非公開)

◎日程第 21 議案第 26 号 指導主事の任命について

(人事案件のため、会議録は非公開)

---

◎閉会の辞

○池谷教育長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和 8 年第 3 回教育委員会定例会を閉会いたします。

長時間ありがとうございました。

午前 10 時 59 分閉会